

## 1 目的

福島市国際交流協会（以下「本市協会」といいます。）は、厳しい財政状況の中、新たな自主財源を確保することにより、多文化共生社会の更なる推進を図るため、「結・ゆい・フェスタ」（以下「本イベント」といいます。）に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」といいます。）を取得する民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）を募集します。

## 2 本イベントについて

### （1）概要

- ①世界の様々な料理や音楽等を通じて多文化に親しみ、世界各国の人々との交流機会を創出することを目的に開催するイベント。
- ②本市内に在住する外国にルーツを持つ方々の団体、本市協会に加盟する飲食店等によるブース・体験講座・キッチンカー出店のほか、ダンスや音楽等による多彩なステージを開催。今回は50団体以上の参加を見込んでいる。
- ③2004年から年1回開催し、これまで22回実施。2025年は約1万1千人が来場。

### （2）開催日時（予定）

- ①2026年5月2日（土） 12時～20時（ステージは12時～17時）
- ②2026年5月3日（日・祝） 10時～16時（ステージは10時～15時）

### （3）開催場所

まちなか広場（参考：過去開催時）



### 3 募集の概要

#### (1) ネーミングライツ・パートナーが得られる特典

ネーミングライツ・パートナーはネーミングライツに加えて、下記の特典を受けることができます。

- ①本イベント時にブースを出展する権利
- ②本イベント会場のステージ上で発表する権利（歌、ダンス、企業 PR 等）
- ③本イベント会場に愛称を表示する看板を掲示する権利

※パートナーの意向により変更可

#### (2) 契約金額（ネーミングライツ料）

**20万円以上（1万円単位）**とします。

#### (3) 契約期間

2026年4月1日から同年5月3日まで

#### (4) 愛称名

愛称は、冒頭に「結・ゆい・フェスタ」の名称を付与し、「結・ゆい・フェスタ with○○○」の○○○部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することとしますので、希望する愛称を掲出してください。また、愛称と一緒にロゴマークを掲出することもできます。ただし、本イベントにふさわしい愛称であり、次の①から⑦に該当しないものとします。

- ①法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ⑥当該愛称の内容について本市協会が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦その他、本イベントの愛称として使用することが適当でないと本市協会が認めるもの

#### ※留意点

- ①愛称が長い場合は、PR等に支障が発生することがあります。
- ②契約期間中に愛称を変更することはできません。
- ③愛称の字体・サイズ・ロゴマークの大きさ等の意匠に関する部分は、PR媒体の容量又はサイズ等の制限を勘案し、本市協会が任意で変更する場合があります。
- ④愛称を含めた本イベント名は、本イベント終了後でもアーカイブ（公式記録）として取り扱うものとします。
- ⑤商標権がある名称を命名する場合は、権利者からの許諾が得られていることを条件とします。

#### (5) 愛称の使用

本市協会は、契約後に作成する本イベントに関する広報等で愛称を使用し、本イベント及び愛称の認知度向上に努めます。ただし、事情により変更する場合があります。

- ①本イベントのポスター、チラシ等（約5,000部）
- ②定例記者会見、本市協会ホームページ、公式SNS等

#### 4 応募資格等

##### (1) 応募期間

2026年2月26日(木)から同年3月18日(水)まで

##### (2) 応募資格

以下の項目のいずれにも該当しない法人又は任意団体が応募できます。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加が制限されている者
- ②福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③公租公課を滞納している者
- ④破産法(平成16年法律第75号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立て又は会社法(平成17年法律第86号)による清算の申立てがなされている者
- ⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥政治団体又は宗教団体
- ⑦暴力団(福島市暴力団排除条例(平成24年福島市条例第10号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者
- ⑧破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等、反社会的な活動をする者
- ⑨その他、本市協会のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者  
例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、先物取引又は射幸心をあおる者

##### (3) 応募書類

###### ①全者共通

ア 申込書(様式1)

※ロゴも使用する場合は、別途ロゴデータを提出してください。

###### ②法人の場合(上記「①」の書類に併せて提出してください)

イ 法人概要(法人ホームページの写し、法人発行冊子又はディスクロージャー誌など法人の事業や取組み等が判明するもの)

###### ③任意団体の場合(上記「①」の書類に併せて提出してください)

ウ 任意団体概要(任意団体ホームページの写し、任意団体発行冊子又は任意団体の取組みに関する記事など任意団体の事業や取組み等が判明するもの)

エ 任意団体規約の写し

##### (4) 応募方法

- ①上記(3)の応募書類一式(正本1部)を持参、郵送又はメールにて、募集期間内に提出してください。

【提出先】福島市国際交流協会事務局

(事務局：福島市役所 市民・文化スポーツ部 定住交流課 都市間交流係)

〒960-8601 福島市五老内町3-1

teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

【窓口時間】平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※窓口のみ上記の時間内とし、郵送またはメールの場合は申込み締め切り日までに本市協会事務局に届いた応募を有効とします。

②応募書類は、本業務にのみ活用することとし、書類は返却しません。

(5) 費用負担

応募による費用は、すべて応募者の負担とします。

5 優先交渉権者の選定方法及び公表

(1) 選定方法

応募書類の内容を確認した後、必要に応じてヒアリング又は追加資料の提出を求めます。その上で、応募者及び応募された愛称又は金額等の提案内容を基に、総合的に判断し決定します。

(2) 結果公表（予定）

2026 年 4 月 2 日（木）

※優先交渉権者名、愛称名、契約金額等を公表します。

(3) その他

優先交渉権者とならなかった応募者は公表しません。また、評価点又は評価順位等の選定内容については応募者又は第三者問わず公表しません。

6 契約の締結等

(1) 契約の締結

①優先交渉権者の選定後、本市協会と優先交渉権者は、速やかに契約に必要な協議及び調整を行い、ネーミングライツ契約を締結することとします。

②優先交渉権者が辞退した場合又は優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

(2) 契約の解除

①本市協会は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができることとします。

ア 指定する期日までに契約金の納付がない場合

イ ネーミングライツ・パートナーが契約の定めに違反した場合

ウ ネーミングライツ・パートナーが契約後に応募資格を欠くことになった場合

エ ネーミングライツ・パートナーの違法行為又は国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受けるなどによりパートナーの社会的信用が失墜し、ネーミングライツ契約を継続しがたいと本市協会が判断した場合

オ その他、本市協会が契約の継続を困難と判断した場合

②ネーミングライツ・パートナーの責により契約を解除した場合又は契約により本市協会に損害が発生した場合、納付済の契約金は返還しません。

7 契約金(ネーミングライツ料)の納付及び返還に関すること

(1) 2026 年 4 月 20 日（月）までに契約金を納付してください。納付方法は、本市協会が指定する金融機関口座にお振込ください。なお、振込手数料は負担してください。

(2) 災害発生等、イベントが実施できない場合は、契約金の支払いを全額免除し、納付済みの場合は全額返還します。なお、全額返還の場合は利子・利息等は発生しません。

8 担当部署（問い合わせ先）

福島市国際交流協会 伊東・金子

（事務局：福島市 市民・文化スポーツ部 定住交流課 都市間交流係）

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

電話：024-525-3739